

平成 3 1 年度館山市特定保健指導業務委託仕様書

1. 件 名 平成 3 1 年度館山市特定保健指導業務委託
2. 契約期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日

3. 業務目的

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病を予防するため、健診受診者が生活習慣と健診結果との関係を理解し、自らの健康状態を自覚し、早期に運動習慣の定着やバランスのとれた食生活など、健康的な生活を維持するための生活習慣に係る自主的な取組が実施できるように支援する。

4. 対象者

館山市国民健康保険被保険者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査を受診した者が、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 3 0 年度版】」に沿って階層化された動機付け支援及び積極的支援に該当し、館山市が特定保健指導を必要と判断した者。

5. 委託事業規模（実施予定数）

平成 3 1 年度

特定健康診査受診者見込数	<u>4, 0 0 0 人</u>
特定保健指導対象見込者数	<u>5 0 0 人</u>
動機付け支援予定対象見込者数	<u>1 2 0 人</u>
積極的支援予定対象見込者数	<u>5 0 人</u>

※実施対象予定数は想定人数であり、実施者数を保証するものではありません。

【参考】

平成 2 9 年度（法定報告）

特定健康診査受診者	<u>3, 8 7 2 人</u>
特定保健指導対象者	<u>4 7 1 人</u>
（内訳） 動機付け支援対象者	<u>3 4 4 人</u>
積極的支援対象者	<u>1 2 7 人</u>

6. 業務内容の概要

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」（平成 2 5 年厚生労働省告示第 9 1 号）を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 3 0 年度版】」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 3 版）」に沿った特定保健指導を行う。

(1) プログラムの作成

(ア) 実施月及び時間帯

初回面接日については、集団健診（5月上旬から6月中旬及び10月又は11月頃を予定）及び個別健診の終了後、受診者が結果通知を受け取った直後（健診から約1～1ヵ月半後）の健康意識が高い時期に、効果的に指導ができるようスケジュールを組み、プログラムを作成すること。また、指導対象者の利便性を考慮し、土・日曜や夜間などの設定についても検討すること。

(イ) スケジュールの作成

特定保健指導全般の企画や契約締結から保健指導開始までの年間スケジュールを作成し、特定保健指導事業計画書を提出すること。

(ウ) 支援内容

本市は集団的教室を開催できる公共施設が少なく、併せて指定日に実施する集団的教室は参加率が低いことから、個別支援型のプログラムとする。また、日々の体重測定の習慣化は体重減少に効果的であるので、体重測定を基調としたプログラムとすること。

(エ) 評価方法等

利用者に対する、継続的なプログラム及び最終評価の通知方法として、電話・郵送・ファックスに加え、電子メールの利用を可能とすること。

(オ) 指導実施者

初回面接から最終評価まで同一人が対応できる体制とすること。なお、指導実施者の職種と人数及び変更について、従事者一覧を市担当者へ事前報告すること。

(2) 特定保健指導対象者へのリーフレットの作成・募集等

(ア) 特定保健指導全般の具体的プログラムがわかりやすく明記されたリーフレットを作成すること。なお、作成に当たっては事前に市と十分な打合せを行うこと。

(イ) 指導対象者へのリーフレットの送付は健診結果通知後、速やかに行うこと。

(ウ) 指導対象者に対して利用勧奨及び申込み受付を実施すること。なお、40歳代、50歳代を優先的に利用勧奨するよう努めること。

(エ) 指導対象者へのリーフレット送付後、利用勧奨を行うこと。利用勧奨は、対象者のライフスタイルに合わせて、夜間・休日も行うこと。

(オ) 申込者が予定数に達しない場合は、電話等による利用勧奨や再募集を積極的に行うこと。

(カ) 申込受付については、対象者の利便性を考慮し、土・日曜日及び祝日、夜間に電話やFAX等での受付も行うこと。

(3) 動機付け支援の実施

(ア) 特定保健指導参加者に対して階層化に基づき、初回面接により、行動目標、支援計画書等を作成し、「動機付け支援」を実施すること。

(イ) 初回面接の内容

一人20分以上の個別支援を行うこと。なお、自覚症状、既往歴、治療歴を把握し、受診結果通知票の内容を理解しているか確認すること。

(ウ) 初回面接の実施時期

集団健診の受診者には、健診終了後の結果説明会と同時に開催し、健康課職員と一緒に実施すること。

集団健診の結果説明会日程：6月中旬から7月末日（総合検診受診者）
：11月・12月頃（秋の健診受診者）

なお、個別健診等の受診者には、市から依頼した時期に実施すること。

(エ) 動機付け支援業務

初回面接による支援を行い、3ヵ月経過後に実績評価を行う。

初回面接時に作成した支援計画に基づき、支援対象者が自己の生活スタイルの中で利用しやすいプログラムを展開し、3ヵ月後に電話や手紙で支援し、高い継続率、メタボ解消率の向上を図るよう工夫すること。

(オ) 3ヵ月後状況確認と評価

3ヵ月後に電話・メール・個別面談等により状況確認し、3ヵ月以降に実績評価を行うこと。実績評価では、実施日時、支援形態確認方法、評価実施者、腹囲・体重・生活習慣の改善(運動面・食事面・他)の項目を必ず把握すること。また、得られた数値等から、対象者の分析、利用勧奨への反応、初回および継続支援の状況、生活状況アンケート・行動変容の分析、体重・腹囲・BMIの変化率等、市が求めた統計、分析の資料を提出すること。

(カ) 指導教材の使用

配布資料、支援ツール、学習教材等は受託者負担とし、使用する場合は事前に市に報告すること。

(キ) 場所

実施会場は、原則、市保健センター等の公共施設とすること。

(ク) 地域資源の情報提供

本市の保健事業を把握し、対象者に応じた情報提供を行うこと。

(4) 積極的支援の実施

(ア) 特定保健指導参加者に対して階層化に基づき、初回面接により、行動目標、支援計画等を作成し、「積極的支援」を実施すること。

(イ) 初回面接の内容

一人20分以上の個別支援を行うこと。なお、自覚症状、既往歴、治療歴を把握し、受診結果通知票の内容を理解しているか確認すること。

(ウ) 初回面接の実施時期

集団健診の受診者には、健診終了後の結果説明会と同時に開催し、健康課職員と一緒に実施すること。

集団健診の結果説明会日程：6月中旬から7月末日（総合検診受診者）
11月・12月頃（秋の健診受診者）

なお、個別健診等の受診者には、市から依頼した時期に実施すること。

(エ) 積極的支援業務

初回時に面接による支援を行い、その後3ヵ月以上の継続的な支援を行い、3ヵ月経過後に実績評価を行う。3ヵ月以上の継続的な支援は、ポイント制に基づき、「支援A」(積極的関与タイプ)のみで180ポイント以上又は「支援A」160ポイント以上と「支援B」(励ましタイプ)20ポイント以上、合計180ポイント以上の支援を実施することとし、初回面接及び中間評価時に作成した支援計画に基づき、支援対象者が自己の生活スタイルの中で利用しやすいプログラムを展開し、高い継続率、メタボ解消率の向上を図るよう工夫すること。

(オ) 3ヵ月後の状況確認と評価

3ヵ月後に電話・メール・個別面談等により状況確認し、3ヵ月以降に実績評価を行うこと。実績評価では、実施日時、支援形態確認方法、評価実施者、腹囲・体重・生活習慣の改善(運動面・食事面・他)の項目を必ず把握すること。また、得られた数値等から、対象者の分析、利用勧奨への反応、初回および継続支援の状況、生活状況アンケート・行動変容の分析、体重・腹囲・BMIの変化率等、市が求めた統計、分析の資料を提出すること。

(カ) 指導教材の使用

配布資料、支援ツール、学習教材等は受託者負担とし、使用する場合は事前に市に報告すること。

(キ) 場所

実施会場は、原則、市保健センター等の公共施設とすること。

(ク) 地域資源の情報提供

本市の保健事業を把握し、対象者に応じた情報提供を行うこと。

(5) 保健指導中断者等への催促及び報告

(ア) 初回面接欠席者には日程変更を行うなど柔軟に対応すること。初回面接実施後の保健指導中断者等に対して、中断理由を把握し、継続に向けて参加勧奨を行うこと。

(イ) 転居等やむを得ない理由により、保健指導を中断する者については速やかに市に報告すること。

(ウ) 途中脱落が生じた場合、3回以上の電話、FAX、手紙等による督促を行うこと。なお、評価が行えなかった場合は、その実施日時・経緯を記録し本市へ提出する。併せて対象者へ脱落者として認定する旨を書面にて通知すること。

(オ) 厚生労働省令等の改正により、資格喪失者・保健指導中断者の取扱いに変更が生じた場合は、市と協議のうえ当該報告書の作成に対応すること。

(6) 資格の確認

(ア) 特定保健指導の実施にあたっては、各回支援時に館山市国民健康保険の資格の有無を確認すること。

(イ) 館山市国民健康保険の資格喪失を確認した場合は、利用者に説明した上で次回以降の支援を中止し、速やかに市へ報告すること。ただし、やむを得ない場合の取り扱いについては、館山市と協議すること。

(7) 実績報告書の作成

厚生労働省の定める特定保健指導の電子的な標準様式に基づき、実施内容・結果等を平成32年3月31日までに、市に報告（提出）すること。また、初回面接実施後と最終評価実施後に支援計画書及び実施報告書を書面で作成すること。

(8) 打合せ会等への参加

市が特定保健指導業務の打合せ会等に参加を依頼した場合は出席すること。

(9) 特定保健指導の実施において事業運営にかかる企画段階からの参画

特定保健指導の実施にあたり、参加率・完了率の向上に向けた企画・運営会議への参画や、指導実施方法の技術の向上・開発に向けた研修の実施などについて、それぞれの情報を基に館山市と共同で事業に取り組み、事業の評価及び今後の特定保健指導の取り組み方法について検証していくこと。

7. 業務委託料及び支払い

(1) 動機付け支援、積極的支援に係る委託料については、実施人数に応じた完全従量制又は固定費＋従量単価（「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の『標準的な見積様式の例』による）とし、業務にかかわる人件費、旅費、通信費等、上記6.の内容の一切を含むものとする。

(2) 予定対象見込者数（実施予定数）は、次のとおりとする。

・動機付け支援 120人 ・積極的支援 50人

※予定対象見込数は想定人数であり、実施者数を保証するものではありません。

(3) 動機付け支援の場合の支払い

初回面接による支援終了後、一人当たりの委託料単価の4割を支払い、残る6割は実績評価終了後に支払う。

(4) 積極的支援の場合の支払い

初回面接による支援終了後、一人当たりの委託料単価の4割を支払い、残る6割(内訳として3ヵ月以上の継続支援が5割、実績評価が1割)は実績評価終了後に支払う。また、3ヵ月以上の継続的な支援の途中で脱落等により終了した場合は、一人当たり委託料単価の5割に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払う。

(5) 固定費がある場合の支払い

業務終了後又は年度末に請求書を提出後に一括して支払う。

(6) 消費税等の取り扱い

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が変更された場合を考慮し、見積書における税率は以下の条件で計算すること。なお、実際の取り扱いは、厚生労働省が発出している「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」（平成30年12月25日付け事務連絡）に準拠するものとする。

積極的支援

消費税	利用勧奨	初回面接	実績評価
8%	45人	45人	0人
10%	5人	5人	50人

動機付け支援

消費税	利用勧奨	初回面接	実績評価
8%	110人	110人	0人
10%	10人	10人	120人

※固定費を計上する場合は、全額を10%として処理する

8. 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに関しては、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月厚生労働省）、「医療・介護関係事業者における個人情報保護の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月厚生労働省）、「館山市個人情報保護条例」（平成16年6月30日館山市条例第8号）等を遵守し、個人情報の保護に努めること。

なお、個人情報の外部への漏洩防止のため、市より提供されるデータを保存するパソコン等は、インターネットなど外部環境との通信を一切遮断した環境で使用・管理すること。

9. 特記事項

この仕様書に定めのない事項については、市と受託者がその都度協議して定めるものとする。